〃	十八億九千六百一万円	十八億九千三百五十一万七千二百六十八円	第四十八回	〃	〃
〃	十五億四千六十一万円	十五億三千八百九十五万二千八百三十四円	第四十九回	〃	〃
〃	七億九千六百十二万円	七億九千五百二十五万七千七百九十八円	第五十回	〃	〃
〃	十八億千九百六十七万円	十八億千五百九十七万二千六百四十一円	第五十一回	〃	〃
〃	十二億千三百四十三万円	十二億千九十六万四千五百四円	第五十二回	〃	〃
〃	九億七千七万円	九億六千八百八十七万千九百五十四円	第五十三回	〃	〃
〃	十三億六千六百六十五万円	十三億六千四百八十五万三千二百四十九円	第五十四回	〃	〃
〃	十一億六千六百六十六万円	十一億六千五百四十万五千七十六円	第五十五回	〃	〃
〃	十億七千八百八十九万円	十億七千七百六十八万三千七百五十一円	第五十六回	〃	〃
〃	八億八千四百九十八万円	八億八千三百十八万千八百五十八円	第五十七回	〃	〃
〃	五億九千六百三十六万円	五億九千五百十四万八千二百九十一円	第五十八回	〃	〃
〃	十億四千八百八十八万円	十億四千七百五十八万四千五百六十二円	第五十九回	〃	〃
〃	十六億七千二百五十六万円	十六億七千三十六万千三十六円	第六十回	〃	〃
〃	二十一億四千九十九万円	二十一億三千八百六十八万六千九百三十九円	第六十一回	〃	〃
〃	二十七億二千九百二万円	二十七億二千五百六十四万九千四百四十八円	第六十五回	〃	〃
〃	三十五億六百八十六万円	三十四億九千九百七十九万九千五百九十四円	第六十四回	〃	〃
〃	十五億五千五百十四万円	十五億五千百九十八万百二十六円	第六十三回	〃	〃
〃	二十億七千九百十八万円	二十億七千六百八十八万二千六百八十一円	第六十二回	〃	〃
〃	二十一億四千九十九万円	二十一億三千八百六十八万六千九百三十九円	第六十一回	〃	〃
〃	二十七億二千九百二万円	二十七億二千五百六十四万九千四百四十八円	第六十五回	〃	〃
〃	三十五億六百八十六万円	三十四億九千九百七十九万九千五百九十四円	第六十四回	〃	〃
〃	十五億五千五百十四万円	十五億五千百九十八万百二十六円	第六十三回	〃	〃
〃	二十億七千九百十八万円	二十億七千六百八十八万二千六百八十一円	第六十二回	〃	〃
〃	十億四千八百八十八万円	十億四千七百五十八万四千五百六十二円	第五十九回	〃	〃
〃	五億九千六百三十六万円	五億九千五百十四万八千二百九十一円	第五十八回	〃	〃
〃	八億八千四百九十八万円	八億八千三百十八万千八百五十八円	第五十七回	〃	〃
〃	十億七千八百八十九万円	十億七千七百六十八万三千七百五十一円	第五十六回	〃	〃
〃	十一億六千六百六十六万円	十一億六千五百四十万五千七十六円	第五十五回	〃	〃
〃	十三億六千六百六十五万円	十三億六千四百八十五万三千二百四十九円	第五十四回	〃	〃
〃	九億七千七万円	九億六千八百八十七万千九百五十四円	第五十三回	〃	〃
〃	十二億千三百四十三万円	十二億千九十六万四千五百四円	第五十二回	〃	〃
〃	十八億千九百六十七万円	十八億千五百九十七万二千六百四十一円	第五十一回	〃	〃
〃	七億九千六百十二万円	七億九千五百二十五万七千七百九十八円	第五十回	〃	〃
〃	十五億四千六十一万円	十五億三千八百九十五万二千八百三十四円	第四十九回	〃	〃
〃	十八億九千六百一万円	十八億九千三百五十一万七千二百六十八円	第四十八回	〃	〃

〃	百三十二億八千二百二十六万円	百三十二億六千八百五万千八百十円	第六十七回	〃	〃
〃	八十三億四千九百二十六万円	八十三億四千六十一万千九十一円	第六十八回	〃	〃
〃	一億五千万円	一億四千九百八十四万三百八十八円	第六十九回	〃	〃
〃	百五十万円	百四十九万八千七百二十二円	第七十回	〃	〃
〃	一億円	九千九百九十六万七千六十六円	第七十一回	〃	〃
〃	千万円	九百九十九万七千九十一円	第七十二回	〃	〃
〃	百万円	九十九万九千九百十八円	第七十八回	〃	〃
〃	二億三千七十二万円	二億三千七十一万八千百十九円	第八十回	〃	〃
〃	三億六千四百六万円	三億六千三百五十八万千三百九十三円	第八百一回	〃	〃
〃	八千三百一万円	八千二百八十四万千三百四十八円	第八百二回	〃	〃
〃	六千九百万円	六千八百九十万九千二百九十六円	第八百三回	〃	〃
〃	一億三千八百十万円	一億三千七百九十五万六千九百六十四円	第八百四回	〃	〃
合計	千九十九億三千五百五万円	千九十七億八千七百五十四万八千六十五円			

○厚生労働省告示第二十四号

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第四条第一項、第六条第二項及び第十一条第五項の規定に基づき、平成二十九年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を次のように定める。

平成二十九年一月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　調査の期日

1　世帯票に係る調査にあっては、平成二十九年六月一日とする。

2　所得票に係る調査にあっては、平成二十九年七月十三日とする。

二　調査票

1　世帯票は、別記様式一によるものとする。

2　所得票は、別記様式二によるものとする。

三　調査票等の提出期限

1　一の1に規定する調査にあっては、平成二十九年七月二十一日とする。

2　一の2に規定する調査にあっては、平成二十九年八月十六日とする。